

法定外普通税新設協議書

静岡県 熱海市

税目別荘等所有税

上記税目の新設について、地方税法第669条の規定に基づき、
下記関係書類を添付の上協議する。

記

1	理由書	2
2	法定外普通税総括表	4
3	関係賦課徴収条例の謄本	7
4	平成27年度税収入見積計算書	8
5	法定外普通税収入見込額調	9

平成27年12月17日

静岡県熱海市長 齊藤



総務大臣 高市早苗 殿



1. 別荘等所有税を新設（継続）しようとする理由

（要旨）

熱海市内に建設されている中高層リゾート型大規模集合住宅（マンション）及び一戸建の別荘は多く、当市の環境、景観等に多大な影響を及ぼしています。

このため、マンション建設計画の新規受付を平成2年10月から一時的に凍結していました。その後、平成17年の熱海市まちづくり条例の施行とともに、その凍結を解除し、用途制限や高度規制などをその地区ごとに住民が決定できる仕組みを作ることによって、定住型マンションの建設を誘導し、リゾート利用型ではなく、定住する住民の増加に繋がるように努めてきたところです。

しかし、既存のリゾート型マンション等に起因する財政負担は大きく、これらの利用者に対して、応分の負担を求めるため、法定外普通税として「別荘等所有税」を新設（継続）しようとするものです。

（理由）

本市は、温暖な気候に加え、海、山、温泉などの豊かな自然環境のみならず、新幹線で東京から約45分の距離に位置し、首都圏からの交通が至便であること等の地理的条件に恵まれた都市であり、日本における代表的な観光温泉都市として位置づけられています。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向け、企業による長期休暇取得制度の採用が進む中で、労働時間が減っていることから、余暇時間が増大し、国民のリゾートライフ指向や二地域居住に対する関心が高まっています。

そして、本市の自然環境や立地条件の良さに着目した、主として週末や休日に利用するためのリゾート型マンションまたは一戸建別荘が、以前から数多く建設されています。

平成17年に熱海市まちづくり条例が施行され、リゾート型マンション建設に

は大きな制限が課されていますが、それらの諸条件をクリアする建設計画や当該条例施行前の承認済物件もまだ残っています。また、定住型マンションとして計画し建設した物件を、リゾート型マンションとして利用する動きも出ています。

このような現象は、本市にとって環境保全、都市景観保全等の問題の発生、建築申請等に対する事務量の増加、さらには、別荘等での生活に起因する各種の行政施設の整備が要求される等、公共施設の建設ならびに維持管理に要する財政負担は一層大きくなっています。これらに対応する財源の確保は極めて困難であり、定住する市民への行政サービスの低下も、現実的に回避できない状況になってきています。

このような状況に対処するため、租税負担の均衡の原則に鑑みて、別荘等所有者に対して必要とする一般財源について相応の負担を求め、これによって行政サービスの向上と都市環境の整備充実を図ろうとするものです。

このため、法定外普通税として「別荘等所有税」を新設（継続）することとしました。

新設法定外普通税総括表

課税団体名		静岡県熱海市	
(イ) 税目	別荘等所有税	(ロ) 徴収方法	普通徴収
(ハ) 課税客体	主として保養の用に供する家屋又はその部分等 (以下「別荘等」という。)		
(ニ) 税収の使途	—		
(ホ) 課税標準	別荘等の延面積		
(ヘ) 納税義務者	別荘等の所有者		
(ト) 税率	1平方メートルにつき 年額650円		
(チ) 収入見込額	(初年度) 538,462千円	(平年度) 535,972千円	
(リ) 非課税事項	国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合及び財産区		
(ヌ) 徴税費用見込額	年間約16,617千円		
(ル) 課税を行う期間	平成28年度から平成32年度まで		
(ヲ) その他必要事項			

(記載上の注意)

- (ロ) の欄は、普通徴収、特別徴収、証紙徴収等その方法を記載すること。
- (ニ) の欄は、法定外目的税を新設する団体のみ記載すること。この場合、使途の明細及び積算根拠を別紙として添付すること。
- 税率、収入見込額及び徴税費用見込額については、その積算根拠を別紙として添付すること。
- 記載しきれないものは、別紙としても差し支えないこと。

徴税費用見込額算出資料

1. 人件費

(1) 賦課分

2款2項1目 税務総務費 30人分（平成27年度人件費当初予算額）のうち、別荘等所有税事務取扱者として、市民税室主幹の0.3人分（諸税担当室員3人のうち別荘税専任室員1人）と、専任室員1人分とする。

$$207,127千円 \times 1.3 / 30人 = 8,976千円 \quad \text{①}$$

(2) 徴収分

2款2項1目 税務総務費 30人分（平成27年度人件費当初予算額）のうち、債権回収室11人分を平成27年度当初予算における市税収入額（9,741,995千円）に対する別荘等所有税収入額（545,706千円）の割合で按分。

$$207,127千円 \times 11 / 30人 \times (545,706千円 / 9,741,995千円) = 4,254千円 \quad \text{②}$$

$$\text{人件費計} \quad \text{①} + \text{②} = 13,230千円$$

2. 事務費

2款2項2目 課税費のうち、小事業④「別荘等所有税の賦課経費」の平成27年度当初予算額に平成26年度決算における執行率92.1%を乗じて事務費とする。

$$3,282千円 \times 92.1\% = 3,023千円$$

$$\text{事務費} = 3,023千円 \quad \text{③}$$

3. 賦課徴収費用

$$\text{人件費} (\text{①} + \text{②}) + \text{事務費} \text{ ③} = 16,253千円$$

平成27年度予算から算出した数値を基にして、平成28年度以降は、人件費については毎年0.79%上昇、事務費については毎年0.55%上昇するものとした。

平成 27 年度

人件費 13,230千円

事務費 3,023千円

計 16,253千円

平成 28 年度

人件費 $13,230千円 \times 1.0079 = 13,334千円$

事務費 $3,023千円 \times 1.0055 = 3,039千円$

計 16,373千円

平成 29 年度

人件費 $13,334千円 \times 1.0079 = 13,439千円$

事務費 $3,039千円 \times 1.0055 = 3,055千円$

計 16,494千円

平成 30 年度

人件費	13,439千円	×1.0079	=	13,545千円
事務費	3,055千円	×1.0055	=	3,071千円
計				16,616千円

平成 31 年度

人件費	13,545千円	×1.0079	=	13,652千円
事務費	3,071千円	×1.0055	=	3,087千円
計				16,739千円

平成 32 年度

人件費	13,652千円	×1.0079	=	13,759千円
事務費	3,087千円	×1.0055	=	3,103千円
計				16,862千円

平成 28 年度 ~ 32 年度 計

人件費	67,729	千円
事務費	15,355	千円
計	83,084	千円

決議書

議案第66号

平成27年12月17日

原案可決

熱海市別荘等所有税条例の一部を改正する条例

熱海市別荘等所有税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年11月30日 提出

熱海市長 齊藤 栄

熱海市別荘等所有税条例の一部を改正する条例

熱海市別荘等所有税条例（昭和60年熱海市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第3条」を「次条」に改める。

第11条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第3号中「前各号」を「前2号」に、「特別」を「、特別」に改め、同条第2項第4号中「その他市長」を「前3号に掲げるもののほか、市長」に改める。

附則第2項中「平成28年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第669条第1項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（提案理由）

この案を提出したのは、本市の法定外普通税である別荘等所有税の課税期間を延長する必要があることから、本条例について所要の改正をしようとするものである。

勝本 なり

平成27年12月17日

熱海市議会議長 杉山 利



平成27年度税収見積計算表

(単位:千円)

税目			課税標準		税率		税額		
			本年度	前年度	本年度	前年度	本年度	前年度	
市 民 税	個 人	現年課税分	均等割	26,668人	27,040人	3,500円	3,500円	1,959,906	1,975,329
			所得割	32,463,433	32,528,933	6/100	6/100		
		滞納繰越分						54,186	81,981
		小計						2,014,092	2,057,310
	法 人	現年課税分	均等割	1984事業所	2035事業所	標準税率	標準税率	478,264	544,617
			法人税割	2,293,504	1,958,439	12.3/100 ※9.7/100 (H26.10.1~)	12.3/100		
		滞納繰越分						2,969	4,111
		小計						481,233	548,728
	計						2,495,325	2,606,038	
	固 定 資 産 税	純 固 定 資 産 税	現年課税分	土地	84,190,505	85,211,960	1.4/100	1.4/100	4,623,794
家屋				210,186,131	220,276,064				
償却資産				48,945,362	49,180,764				
滞納繰越分							100,019	130,790	
小計						4,723,813	4,871,281		
交付金・納付金		794,715	820,023	1.4/100	1.4/100	11,126	11,480		
計						4,734,939	4,882,761		
軽 自 動 車 税	現年課税分		14,449台	14,184台	1,000~7,200円	1,000~7,200円	54,404	53,370	
	滞納繰越分						1,295	1,792	
	小計						55,699	55,162	
市 た ば こ 税	旧3級品以外		108,452千本	90,725千本	5,262/1,000	5,262/1,000	577,620	484,428	
	旧3級品		2,783千本	2,818千本	2,495/1,000	2,495/1,000			
特 別 土 地 保 有 税	現年課税分	取得分			3/100	3/100			
		保有分			1.4/100	1.4/100			
	滞納繰越分						600	590	
小計						600	590		
入 湯 税	現年課税分		2,731千人	2,598千人	150円	150円	403,457	415,320	
	滞納繰越分						2,765	6,813	
	小計						406,222	422,133	
都 市 計 画 税	現年課税分	土地	101,877,362	103,090,774	0.3/100	0.3/100	906,204	933,891	
		家屋	210,156,917	220,246,621					
	滞納繰越分						19,680	25,766	
小計						925,884	959,657		
別 荘 等 所 有 税	現年課税分		848,696㎡	868,671㎡	650円	650円	533,281	539,033	
	滞納繰越分						12,425	17,208	
	小計						545,706	556,241	
合 計	現年課税分						9,548,056	9,697,959	
	滞納繰越分						193,939	269,051	
	小計						9,741,995	9,967,010	

・本年度は「平成27年度現計予算」

・前年度は「平成26年度最終予算」

第4号様式

法定外普通税収入見込額調

税目 別荘等所有税

年度	課税標準(面積)	税率	収入見込額	備考
平成28年度	839,143 m ²	床面積1m ² 当たり 650円	538,462千円 現年課税分 527,279千円 滞納繰越分 11,183千円	
平成29年度	831,349 m ²	床面積1m ² 当たり 650円	533,341千円 現年課税分 522,382千円 滞納繰越分 10,959千円	
平成30年度	843,628 m ²	床面積1m ² 当たり 650円	540,881千円 現年課税分 530,097千円 滞納繰越分 10,784千円	
平成31年度	835,979 m ²	床面積1m ² 当たり 650円	536,003千円 現年課税分 525,291千円 滞納繰越分 10,712千円	
平成32年度	828,400 m ²	床面積1m ² 当たり 650円	531,175千円 現年課税分 520,529千円 滞納繰越分 10,646千円	